

決算に関する情報

平成25年度決算（交通安全対策特別交付金勘定）

・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳入		歳出	
交通反則者納金	64,907	交通安全対策特別交付金	64,763
雑収入	8	諸支出金	504
預託金利子収入	8	通告書送付費支出金	440
小切手支払未済金収入	0	賠償償還及払戻金	63
前年度剰余金受入	5,041	予備費	-
合計	69,957	合計	65,268

百万円未満を切り捨てて計算しているため、合計が一致しないことがある。

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

（剰余金の額）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4,688 百万円

（剰余金が生じた理由）

道路交通法附則第18条の規定により、平成25年度に交付する交通安全対策特別交付金は、平成25年3月から平成26年2月までの期間の収納に係る交通反則者納金等を基礎として交付することとされており、平成26年3月に収納された交通反則者納金については、平成26年度9月期の交通安全対策特別交付金として交付すべき額とされているため。

道路交通法（昭和三十五年六月二十五日法律第百五号）

附 則

（交付の時期及び交付時期ごとの交付額）

第十八条 交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
九 月	前年度の三月及び当該年度の四月から八月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等からこれらの期間に係る通告書送付費支出金相当額を控除した額に相当する額を基礎として政令で定める額
三 月	当該年度の九月から二月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等から当該期間に係る通告書送付費支出金相当額を控除した額に相当する額を基礎として政令で定める額

2 前項に規定する各交付時期ごとに交付することができなかつた金額があるとき、又は各交付時期において交付すべき金額を超えて交付した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(剰余金の処理の方法)

「特別会計に関する法律の一部を改正する等の法律」附則第2条第1項の規定により、全額を交付税及び譲与税配付金特別会計の翌年度の歳入に繰入れることとしている。

お問い合わせ先

警察庁長官官房会計課決算係

TEL 03-3581-0141 (内線) 2237